

災害時の医療救護活動に関する協定書

災害時における救護活動の万全を期するため、石狩市（以下「甲」という。）と、社団法人石狩医師会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、石狩市地域防災計画に基づき甲が行う医療活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（救護班の派遣）

第2条 甲は、石狩市地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに救護班を編成し、災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

（災害医療救護計画の策定及び提出）

第3条 乙は、前条の規定により医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

（救護班の業務）

第4条 救護班は、甲又は市町村が避難所、災害現場等に設置する救護所において医療救護活動を行うことを原則とする。

2 救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急措置及び医療
- (2) 傷病者の収容医療機関への転送の可否及び転送順位の決定
- (3) 被災者の死亡及び死体の検案

（救護班に対する指揮命令等）

第5条 救護班に対する指揮命令及び医療救護活動に係る連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（医薬品の補給等）

第6条 甲は、医薬品及び衛生材料の補給、救護班の輸送、通信の確保等、医療救護活動が円滑に実施されるために必要な措置を講ずるものとする。

（収容医療機関の指定）

第7条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

（医療費）

第8条 救護所における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(費用弁償等)

第9条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は甲が負担するものとする。

- (1) 救護班の編成及び派遣に要する費用
- (2) 救護班が携帯した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 救護班員が医療救護活動において負傷し、疾患にかかり又は死亡した場合の扶助金
- (4) 前各号に該当しない費用であってこの協定実施のために要したもの

(細目)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施のために必要な事項は、別に定める。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項について、又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期限)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも意思表示もないときは、有効期間満了の日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成12年2月15日

甲 石 狩 市

石狩市長 田 岡 克 介

乙 社団法人 石狩医師会

会 長 三 好 晃 二

災害時の医療救護活動に関する協定書実施細則

平成12年2月15日付けで締結した災害時の医療救護活動に関する協定書（以下「協定書」という。）第10条に基づく細則は、次のとおりとする。

（医療救護活動の報告）

第1条 社団法人石狩医師会（以下「乙」という。）が、協定書第2条の規定により救護班を派遣したときは、医療救護活動終了後速やかに、各救護班ごとの「医療救護活動報告書」（第1号様式）、「班員名簿」（第2号様式）及び「医薬品等使用報告書」（第3号様式）を取りまとめ、石狩市（以下「甲」という。）に報告するものとする。

（事故報告）

第2条 乙は、協定書第2条に基づく医療救護活動において、救護班員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、「事故報告書」（第4号様式）により、速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償等の請求）

第3条 協定書第9条第1号、第2号及び第4号に規定する費用については、乙が各救護班分を取りまとめ「費用弁償請求書」（第5号様式）により、甲に請求するものとする。
2 協定書第9条第3号に規定する扶助金については、支給を受けようとする者が市町村消防団員等公務災害補償条例により、甲に請求するものとする。

（費用弁償の額）

第4条 協定書第9条第1号に規定する費用弁償の額は、別表に定める額とする。
2 協定書第9条第2号に規定する実費弁償の額は、使用した医薬品等に係る実費とする。
3 協定書第9条第3号に規定する扶助金については、市町村消防団等公務災害補償条例（昭和32年2月13日条例第1号）に準ずるものとする。
4 協定書第9条第4号に規定する費用弁償の額は、同条第1号、第2号及び第3号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したものとする。

（支払）

第5条 甲は、前2条の規定により請求を受けたときは、関係書類を確認のうえ速やかに乙に対して支払うものとする。

別表

日 当	医 師	災害救助法施行細則（昭和31年北海道規則第142号）の別表2に定める額を準用する。
	看 護 婦	
	補助職員	看護婦の日当の2分の1（100円未満切り捨て）
旅 費	医 師	石狩市職員等の旅費に関する条例（昭和51年条例第35号）を適用する。
	看 護 婦	
	補助職員	
超過勤務手当	医 師	石狩市職員の給与に関する条例（昭和41年12月17日条例第20号）の例による。ただし、第18条の勤務1時間当たりの給与額は日当を一般職の職員の1日の勤務時間数で除して得た額とする。（10円未満切り捨て）
	看 護 婦	
	補助職員	

医療救護活動報告書

班 名	災害発生場所	医療救護活動場所	活 動 状 況			備考
			月 日 ()	取扱い件数	件	
			時 分から	移送件数	件	
			時 分まで	死体件数	件	
			月 日 ()	取扱い件数	件	
			時 分から	移送件数	件	
			時 分まで	死体件数	件	
			月 日 ()	取扱い件数	件	
			時 分から	移送件数	件	
			時 分まで	死体件数	件	
			月 日 ()	取扱い件数	件	
			時 分から	移送件数	件	
			時 分まで	死体件数	件	
			月 日 ()	取扱い件数	件	
			時 分から	移送件数	件	
			時 分まで	死体件数	件	

第 2 号様式

医療救護班員名簿

[illegible]

第 3 号様式

医薬品等使用報告書

[illegible]

第4号様式

事 故 報 告 書

平成 年 月 日から、同 年 月 日までにおける災害時の医療救護活動において、別紙のとおり事故（病気・死亡）者が発生したので報告します。

平成 年 月 日

石狩市長 様

住 所 _____

氏 名 _____

別紙

傷病者概要

氏 名				性 別	男・女	年 齢	歳
住 所							
職 種		勤 務 先			救護班名		
傷病名				程 度	重症・中等症・軽症		
外 来 ・ 入 院 （ 月 日 ） 時		診 療 （ 入 院 ） 医 療 機 関 名					
受 傷 （ 発 病 ） 日 時		平成 年 月 日 午前・午後 時 分					
受 傷 （ 発 病 ） 場 所							
死 亡 原 因							
死 亡 日 時		平成 年 月 日 午前・午後 時 分					
死 亡 場 所							
発傷（発病）・死亡時の状況							

第 5 号様式

費用弁償請求書

平成 年 月 日

石狩市長 様

住 所

氏 名 印

次の金額を請求します。

金 額 _____ 円

ただし、平成 年 月 日から平成 年 月 日までにおける災害時の医療救護活動に対する費用弁償額

(費用弁償額請求明細書 別表のとおり)